

厚岸町規則第20号

厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第8条関係）

第 年 月 日

様

厚岸町長

印

乳幼児等医療費助成金支払通知書

次のとおり乳幼児等医療費の助成額を決定しましたので通知します。

記

1. 決定額 金 円
2. 支払年月日 年 月 日
3. 支払方法

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。